

(別紙)

対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領

(作成日：平成22年8月9日)

(最終改正日：平成29年3月17日)

1 趣旨

本要領は、ベトナムに輸出される食鳥肉（以下「対ベトナム輸出食鳥肉」という。）について、平成22年9月1日より輸出国の関係当局が発行した食肉衛生証明書の添付が求められることから、その発行の手続等を定めたものである。

2 対ベトナム輸出食鳥肉

本要領に基づき、対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録された施設で製造された食鳥の生肉、冷凍肉その他食鳥の生及び冷凍の可食部分（製造の過程において登録施設以外の施設を経由したものを除く。）

3 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の要件

次のいずれかの許可施設であること

- (1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成22年法律第70号）第3条に基づき、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）による食鳥処理の事業の許可を受けている施設（同法第16条で規定する認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場を除く。）
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づき、食肉処理業として都道府県知事等の許可を受けている施設

4 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の登録

- (1) 食鳥処理施設等の設置者は、対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱おうとする場合は、都道府県知事等に、関係書類を添付して別紙様式1により申請する。
- (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録するとともに、別紙様式2により厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。
- (3) 厚生労働省は、(2)の報告を受けた場合、その登録施設に通しの登録番号を割り振り、その番号を都道府県知事等へ連絡するとともに、その番号並びに施設の名称及び所在地等についてベトナム政府に通知する。
- (4) (3)の通知の発出日以降、当該施設で製造された食鳥肉はベトナム政府により輸入が認められる。

5 食肉衛生証明書の発行

- (1) ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に

食肉衛生証明書（別紙様式3）の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。

- (2) 証明書発行機関は、証明しようとする食鳥肉が登録施設で適切にとさつ、解体及び分割等され、製造の過程において登録施設以外の施設を経由していないことを確認した上で、食肉衛生証明書を発行する。
- (3) 検査に合格した食鳥肉を登録施設の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。
- (4) 証明書発行機関は、食肉衛生証明書の原本を申請者に交付するとともに、原本の写しを保存する。
- (5) 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食鳥肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。
- (6) 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、証明書発行機関において適切に管理する。
- (7) 発行した食肉衛生証明書の写し及び関係書類は、証明書発行機関において、証明書発行日から1年間保管する。

6 登録事項の変更

都道府県知事等は、登録施設の設置者等が登録内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。

(別添)

電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式4に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて登録施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。

- ①輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ②一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1)申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2)食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別紙様式1)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名 (印)
(法人にあってはその所在地、名称、代表者の氏名)

対ベトナム輸出食鳥肉施設登録に係る申請書

「対ベトナム輸出食鳥肉の取扱いについて」(平成22年8月9日付け食安発0809第2号)に基づき、下記施設の対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設としての登録を申請します。

記

対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地(法人にあっては法人番号)
(日本語・英語併記)

※ 添付書類

施設の現状が確認できる書類(施設の名称及び所在地、営業者の氏名及び住所、許可年月日、従業員数、施設の組織及び責任体制等)

(別紙様式2)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

都道府県知事等名

対ベトナム輸出食鳥肉施設の登録について

「対ベトナム輸出食鳥肉の取扱いについて」(平成22年8月9日付け食安発0809第2号)に基づき、登録した対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設について、下記のとおり報告します。

記

対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地(法人にあつては法人番号)
(日本語・英語併記)

※ 添付書類

施設の現状が確認できる書類(施設の名称及び所在地、営業者の氏名及び住所、許可年月日、従業員数、施設の組織及び責任体制等)

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH,
LABOUR AND WELFARE OF JAPAN

OFFICIAL INSPECTION CERTIFICATE

NO. : _____

DATE: _____

Kind of poultry

Number of pieces of package

Weight

Consignor :

Address :

Consignee :

Destination :

Shipping Marks :

Slaughterhouse (Name and Number):

Address:

Processing Plant (Name and Number):

Address:

Date of slaughter:

Date of production:

I hereby certify that :

- 1) The meat was derived from poultry free from contagious, infectious and parasitic diseases by ante and post mortem inspection.
- 2) The meat was derived from birds that were free from signs of avian influenza(AI) and Newcastle disease(ND) by ante mortem inspection. The birds were slaughtered in an abattoir not situated in an AI or ND infected zone and found to be healthy before and after slaughter.
- 3) The poultry, from which the meat was derived, were subject to ante and post mortem veterinary inspection by official/authorized veterinarian and the meat was found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 4) The poultry were slaughtered, processed, cut and stored in an approved plant by the Japanese veterinary/health authority for export purpose.
- 5) The poultry have been slaughtered, processed, prepared and dressed hygienically under the conditions and control laid down in the laws and regulations of Japan in force.
- 6) The poultry meat was packed and transported under hygienic conditions.
- 7) The poultry meat has been subject to the testing programmes for veterinary drug residues and other toxic substances administered by the Japanese health authority. The results of the tests have not provided any evidence as to the presence of chemical/drug residues or toxic substances which could be harmful to human health.
- 8) The entire consignment of poultry/poultry product(s) came from birds which had been slaughtered in an approved abattoir in which there had been no evidence of Notifiable Avian Influenza (NAI) in the past 21 days, and had been subject to ante-mortem and post-mortem inspection for NAI with favourable results.

Signature:.....

(Name of meat inspector)

Official Title:.....

(Name of prefecture or city)

(別紙様式4)

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名

食肉輸出計画書

平成〇〇年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量